# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

赤穂市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

兵庫県赤穂市長

### 公表日

令和6年8月1日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 個人住民税に関する事務 個人住民税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民 が納める都道府県民税、市町村民税及び森林環境税の課税事務(以下を参照)のことを指す。 当初賦課処理に向けた準備作業(基本簿の作成、申告書の送付)を実施する。 ①住民基本台帳に記載されている内容から賦課期日時点の現況の反映を行い、個人世帯状況の整理 を実施する。 ②住民税申告書の作成を申告対象者に依頼するために、申告が必要な者に住民税申告書の提出依頼 を発送する。 【課税資料受付事務】 当初賦課処理で必要となる課税資料の取り纏めを実施する。 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携) (紙、国税連携電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 4)他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 【当初賦課決定事務】 課税資料として受け付けた個人毎の複数の課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区 分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①課税資料の併合(重複資料のチェック) 提出された課税資料について個人単位にとりまとめて複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェッ クを行い、賦課通知内容として取りまとめる事務を行う。 ②当初賦課税額決定 ③納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 ④住登外課税者について、住所地市町村に地方税法第294条第3項通知を行う。 【賦課更正事務】 賦課決定通知後に市町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定 通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 更正を行った後に特別徴収事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。 ②住民の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免又は免除を行う。 ②事務の概要 【調查事務】 ①扶養調查 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。市町村で把握している状況と異なる場合 は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合には修正申告を提出してもらうこと により賦課内容の更正を行う。 ②税務署通知 市町村が行った調査内容にて賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を 行う必要があるため、市町村が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。 住民の各種申請に基づき、異動処理及び各種証明書を発行する。

③システムの名称	宛名システム、個人住民税システム、申告支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、 中間サーバー、ガバメントクラウド

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名特定個人情報ファイル
- (2)個人住民税特定個人情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)

・第9条(利用範囲)

第1項:番号法別表第1に規定された事務

地力状況での他の地方がに関する法律では、 税に関する法律文は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの

※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の-部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

In independent	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第36条、第37条、第38条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第55条、第55条、第59条、26 条の2の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第27項

- (2) 番号法別表第二省令 第20条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

#### 6. 他の評価実施機関

なし

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 請求先 赤穂市役所 総務部 行政課 TEL (0791)43-6850

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 連絡先 赤穂市役所 総務部 税務課 TEL(0791)43-6803

### II しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上30万人未満			
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点					
2. 取扱者勢	<b>b</b>							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点					
3. 重大事故								
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価	<u> </u>			西書 西書及び重点項目評価書 西書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	いては、それぞれ重	直点項目評	西書又は全項目評価書において	て、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供:	ネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	の委託			[ ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	ている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	青報提供ネットワーク	<b>アシステム</b> を		[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	-		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	-		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
7. 特定個人情報の保管・消	去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査 [ ]	外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分に行って 3)十分に行って	いる		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 松下 直樹	税務課長 池尾 和彦	事後	
平成29年/月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先		〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 総務部 税務課 TEL (0791)43-6803	事後	
平成29年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月30日時点	平成29年5月30日時点	事後	
平成29年7月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月30日時点	平成29年5月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月18日		ち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、10	号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条の2、第22条の3、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第43条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	税務課長 池尾 和彦	税務課長	事後	
平成30年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年7月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策	_	新規追加	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	6、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の各項(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第23条、第24条の3、第23条、第24条の3、第24条の3、第25条、第26条の3、第34条、第35条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条の2、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第55条、第59条、第59条の3、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 3、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、6 2、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、103、1 06、107、108、113、114、116、117、12 0の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第14条、第16条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第22条の第21条、第2条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第25条、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	の制限) 及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 3、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、6 2、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、103、1 06、107、108、113、114、116、117、12 0の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(時期府、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第12条、第12条、第10条、第12条、第12条、第2条、第24条の3、第25条、第2条、第24条の3、第27条、第24条の3、第25条、第24条の3、第27条、第38条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第34条、第35条、第48条、第37条、第38条、第34条、第35条、第44条の2、第44条の3、第43条、第38条、第44条。第44条。第44条の2、第51条、第54条、第59条、第59条。第59条の2、第59条の2、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3) 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第27項	3、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120の各項(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第14条、第16条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第22条の3、第25条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第24条の3、第27条、第24条の3、第25条、第24条の3、第27条、第38条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第45条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、	事後	令和3年9月1日施行の番号法 改正に伴う号ずれによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 3、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、6 2、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、103、1 06、107、108、113、114、116、117、12 0の各項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の令 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の令 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の令人を識別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第1条、第1条、第16条、第19条、第2条、第2条、第21条、第2条、第24条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の3、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第34条、第35条、第40条、第43条の2、第51条、第38条、第44条の2、第51条、第59条、第54条、第49条、第49条の2、第51条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 2. 情報照会の根拠 (1) 番号法別表第二省令 第20条	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二省令)(平成26年12月12日号他内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第14条、第16条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第27条、第24条の3、第25条、第24条の3、第27条、第38条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第44条、第44条の5、第45条、第35条、第49条、第49条の2、第51	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日時点	令和4年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	
令和6年4月1日	②事務の概要 ・冒頭の修正	い、肌味別口でのる 月 口現住の住別で味悦  され、住民が納める報道広園民籍、古町村民籍	個人住民税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在の住所で課税され、住民が納める都道府県民税、市町村民税及び森林環境税の課税事務(以下を参照)のことを指す。	事後	森林環境税及び森林環境譲 与税に関する法律の施行によ る変更(令和6年1月1日施行)
令和6年4月1日	②事務の概要 【賦課更正事務】②	②住民の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免を行う。	②住民の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免又は免除を行う。	事後	森林環境税及び森林環境譲 与税に関する法律の施行によ る変更(令和6年1月1日施行)
令和6年4月1日	②事務の概要 <特定個人情報の利用につ いて>	「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律」に従い、個人住 民税業務では特定個人情報を以下のように取 り扱う。		事後	森林環境税及び森林環境譲 与税に関する法律の施行によ る変更(令和6年1月1日施行)
令和6年4月1日	③システムの名称	宛名システム、個人住民税システム、申告支援 システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名シ ステム)、中間サーバー		事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	3. 個人番号の利用   注会上の担拠	・ 体 を が が が か が か か ま す の と か か ま す の と か か ま す の と か か ま す の と か ま す か ま す か ま す か ま す か ま す か ま す か ま す か ま す か ま す の と か ま す す す す	<番号法別表第1> 上欄 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	森林環境税及び森林環境譲 与税に関する法律の施行によ る変更(令和6年1月1日施行)
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月31日時点	令和6年4月1日時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月31日時点	令和6年4月1日時点	事後	